

令和4年2月9日

保護者各位

うるま市教育委員会
教育長 嘉手苺 弘美
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策における学校給食費還付等の対応について
(お知らせ)

平素より、本市学校給食センターへのご理解ご協力感謝申し上げます。

うるま市教育委員会では連続して6日以上欠食の場合(保護者から学校へ、学校から給食センターへの連絡が必要)、日割り算定とすることが学校給食センター会計規定において定められております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症への対応として、今年度2学期より陽性者及び濃厚接触者、学校、学年または学級閉鎖については、1日目からの欠食につきましても特例として対応してまいりましたが、最近のオミクロン株で感染者が急拡大し、突然の個々の欠席、学級閉鎖、学年閉鎖など欠食報告が多くなり、急な食材料キャンセルが出来ず、食材料費の支払いが発生しております。また、個々の還付等対応についても、厳しい状況となってきました。そのままの対応を継続していくと、今後、食材料費に影響が出てくること予想されます。

つきましては、令和4年2月1日より、給食費の還付等対応については下記のとおりと致しますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休校、学年閉鎖、学級閉鎖の場合

前開庁日の午前10時までに学校から給食センターへ報告があった場合、翌日より給食費を還付対象とする。ただし、これについては新型コロナウイルス感染症にかかる特別の措置とし、変更の必要が生じた場合には、別途連絡するものとする。

2 上記以外の欠食(個々の欠食の場合) ※保護者より学校へ欠席の連絡が必要です。

学校から欠食(欠席又は自粛)の報告を受け、給食センターで報告を受理した翌日から、休業日を除き連続して5日を超える(6日以上)欠食の場合に日割り算定とします。

(うるま市立学校給食センター会計規程 第5条より)

◆ 問い合わせ先

学校給食センター第一調理場

大嶺 電話 973-1111